

野田市告示第113号

地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第158条第1項の規定により、野田市関宿福祉センターやすらぎの郷の使用料及びカラオケ使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託する。

令和5年4月17日

野田市長 鈴木 有

- 1 収納事務受託者 野田市鶴奉5番地の1
社会福祉法人 野田市社会福祉協議会
会長 小林 幸男
- 2 収納金の種類
 - ・野田市福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条の規定に基づく使用料
 - ・カラオケ使用料
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで